

7 流域治水対策

流域治水とは

気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者により流域全体で行う治水が「流域治水」です。

治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、

①氾濫をできるだけ防ぐ対策 ②被害対象を減少させるための対策 ③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進めていきます。



特定都市河川浸水被害対策法

浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画(河川管理者、下水道管理者、都道府県知事、市町村長が共同)の策定、河川管理者等による施設整備の加速化、**地方公共団体や民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備**、雨水の流出を抑制するための規制、**水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり**等、流域一体となった浸水被害の防止のための対策を推進します。

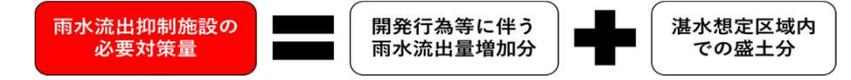
※中川・綾瀬川について令和6年3月に特定都市河川に指定(令和7年施行予定)

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例

平成18年10月1日から「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」が施行され1ヘクタール以上の開発行為等を行う場合には、雨水流出抑制施設等の設置を義務付けました。

条例の主な内容

- 1ヘクタール以上の開発行為等を行う場合には、雨水流出抑制施設の設置が必要。
- 開発行為等の内、湛水想定区域に盛土をする場合には、雨水流出抑制施設の設置が必要。
- 雨水流出抑制施設の完成後は、その機能の維持に努める。



埼玉県の流域治水の取組(R6実施内容)

河道や調節池の整備、土砂災害対策などを加速化し「防災力」を高めるとともに、県民の迅速な避難行動に向け、洪水予報河川の拡大を目指した水位予測モデルの構築や水位計などを拡充し「減災力」も高める施策を進めることで、あらゆる関係者と協働した「流域治水」を推進し、レジリエントな社会の実現を目指します。

事業概要

- 1 河川・砂防関係施設の整備**
 - (1) **河川施設整備の加速化**
河道や調節池の整備を計画的に推進し、治水安全度の向上を図る。
 - (2) **いのちとくらしを守る土砂災害対策**
砂防関係施設整備を計画的に推進し、土砂災害の防止や地域の安全確保を図る。
 - 2 流域対策の強化**
 - (1) **雨水貯留浸透施設の整備**
校庭や住宅敷地に降った雨を貯留又は地中に浸透させる施設を整備し、河川への流出抑制を図る。
 - 3 水害に備えるためのソフト対策**
 - (1) **洪水予報河川の拡大・河川情報の充実**
水位予測モデルの構築等により、洪水予報河川を拡大、河川情報を充実させることで、迅速確実な水防体制と住民避難を実現する。
- 新規・拡充内容**
- 洪水予報河川の拡大と水位予測モデルの構築
県民への円滑な情報発信と避難行動を実現するため、県が管理する洪水予報河川を拡大
 - 水位計・河川監視カメラ等の設置
水位計と河川監視カメラ等を設置し、河川情報の空白地帯を解消